

令和6年度大井町「農ある暮らし」空き家活用事業公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

この実施要項は、令和6年度大井町「農ある暮らし」空き家活用事業（以下、「本事業」という。）の空き家への移住希望者（個人）（以下、「移住希望者」という。）及び空き家活用モニター業務を実施する事業者（以下、「事業者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

令和6年度大井町「農ある暮らし」空き家活用事業

(2) 事業内容

仕様書のとおり

(3) 事業期間

① 指定空き家への移住

契約締結日から令和8年3月31日まで

② 空き家活用モニター業務

契約締結日から令和7年3月28日まで

(4) 見積限度額

① 空き家改修等に要する費用

上限1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

② 空き家活用モニター業務委託料

上限2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格等

本事業のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

(1) 移住希望者と町内で交流体験事業等を推進する事業者との共同提案であること。

(2) 移住希望者

① 地域活動^{*1}に積極的に参加できること。

② 地域貢献や地域課題の解決につながる事業に協力できること。

③ 住宅宿泊事業法における民泊^{*2}の提供ができること。

④ 「夢おおいファーマー制度」の活用を図ること。

(3) 事業者

- ① 大井町契約規則（昭和41年規則第3号）第5条の規定に該当しない者であること。
 - ② 事業者は、大井町から指名停止措置を現に受けていないこと。
 - ③ 大井町暴力団排除条例（平成23年4月1日条例第7号）に抵触していないこと。
- (4) 市町村民税等の滞納がない者であること。
- (5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ※1 自治会活動や町が実施する祭や各種イベント
- ※2 (一社) 神奈川大井の里体験観光協会が行う教育旅行等の民泊受け入れへの連携

4. 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（一部予定を含む）は以下のとおりとする。

- (1) 公募開始及び実施要領の公表
令和6年6月24日（月）
※ 町ホームページにて提出書類等のダウンロード可
- (2) 内覧会の申込み
令和6年7月1日（月）午後5時00分まで
- (3) 内覧会の開催
令和6年7月3日（水）午後3時00分～午後5時00分
- (4) 質問書の提出期限
令和6年7月8日（月）午後5時00分まで
- (5) 質問の回答期日
令和6年7月12日（金）に町ホームページにて掲載
- (6) 参加意思表明書の提出期限
令和6年7月17日（水）午後5時00分まで
- (7) 参加資格審査結果の通知
令和6年7月19日（金）通知発送
- (8) 企画提案書等の提出期限
令和6年7月29日（月）午後5時00分まで
- (9) 企画提案書類及びプレゼンテーション審査
令和6年8月9日（金）予定
- (10) 選考結果の通知
令和6年8月15日（木）予定 通知発送
- (11) 空き家賃貸借契約及び業務委託契約の締結
令和6年8月下旬 予定

5. 事務担当（企画提案書等の提出先及び質疑受付）

大井町地域振興課

住所 〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子 1995 番地

電話 0465-85-5013 ファクシミリ 0465-82-3295

電子メール shinkou@town.oi.kanagawa.jp

6. 内覧会申込み

内覧会への参加を希望する場合は、事前に事務担当まで申込みを行うこと。

申込みは電子メールにて、表題に「大井町「農ある暮らし」空き家活用事業内覧会申込」と記載し、令和6年7月1日（月）午後5時00分までに行うこと。

7. 質問書の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問事項を明確にし、電子メールにより照会すること。電子メール以外（直接来庁及び電話での問い合わせ等）については対応しないものとする。

（1）提出期限

令和6年7月8日（月）午後5時00分まで

（2）提出方法

質問書（様式第1号）により大井町地域振興課（第5項参照）へ電子メールで提出するものとする。

（3）回答方法

提出期限までに寄せられたすべての質問及び回答を取りまとめ、令和6年7月12日（金）に町ホームページにて掲載するものとする。

（4）留意事項

質問に当たっては、移住希望者名及び事業者名並びに担当者の所属、氏名、電話番号、電子メールアドレスを明記すること。（質問者不明の質問には回答しない。）

8. 参加意思表明書等の提出

本プロポーザルに参加する意思がある場合は、以下により書類を提出すること。提出がない場合は、このプロポーザルへの参加は認めないものとする。

（1）提出書類

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 参加意思表明書（様式第2号） | 1部 |
| ② 移住希望者の住民票 | 1部 |
| ③ 会社概要（様式第3号） | 1部 |
| ④ 市町村民税納税証明書 | 1部（移住希望者及び事業者） |

(2) 提出期限

令和6年7月17日(水)午後5時00分まで

(3) 提出方法

上記の提出書類を直接持参又は郵送で提出すること。

※ 郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

※ 郵送等における事故等については、一切関知しない。

(4) 提出先

大井町地域振興課(第5項参照)

9. 参加資格審査結果の通知

参加資格の有無については、参加資格結果通知書(様式第4号)をもって行うものとする。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

(1) 通知日

令和6年7月19日(金)

(2) 通知方法

全参加者へ参加資格結果通知書(様式第4号)を郵送にて通知する。

(3) 結果に関する問い合わせ

大井町地域振興課(第5項参照)

10. 企画提案書等の提出

移住希望者及び事業者は、原則本要項及び仕様書の条件を満たす企画提案をすることとし、以下のとおり選考に必要な書類(以下、「提出書類」という。)を直接持参又は郵送により提出すること。なお、提案の提出は1事業者につき1件に限るものとし、重複しての提出は認めない。

(1) 提出書類

① 企画提案書提出届(様式第5号) 1部

② 企画提案書(A4版任意様式) 8部

【留意事項】

(ア) 企画提案書についてはA4判で作成し、目次をつけること。

(イ) フォント及びフォントサイズ、イメージ図等の掲載は任意とする。

(ウ) 難解な技術用語等の使用は極力避け必要な場合は脚注を付けること。

(エ) 総ページは表紙並びに目次を除き、最大10ページとする。A3判の折り込みも可とするが、片面2ページ換算とする。

なお、両面印刷の場合、A4は2ページ、A3は4ページ換算とする。

(オ) 各ページの下段に番号をふり、ページ数が多い場合などは必要に応じてステープラー等で2ヶ所を綴じること。(長辺綴じ)

③ 業務実績書（任意様式） 8部

過去に本事業と同種又は類似の業務を実施した実績と成果について、その内容を記載すること。

④ 見積書（任意様式）

※ 会社、代表者氏名を記載し、押印のうえ明細書を添付すること。

(2) 提出期限

令和6年7月29日（月）午後5時00分まで

(3) 提出方法

上記の提出書類を直接持参又は郵送で提出すること。（郵送の場合は、上記提出期限必着とする。）

※ 郵送等における事故等については、一切関知しない。

※ 書類の不備による再提出及び修正を含む。

(4) 提出先

大井町地域振興課（第5項参照）

11. 参加辞退届の提出

本プロポーザルを辞退しようとする者は、次のとおり書類を提出するものとする。なお、辞退したことを理由として、今後、大井町の行う業務に不利な取り扱いをされることはない。

(1) 提出書類

参加辞退届出書（様式第6号）

(2) 提出期限

令和6年7月29日（月）午後5時00分まで

(3) 提出方法

上記の提出書類を直接持参又は郵送で提出すること。（郵送場合は、上記提出期限必着とする。）

(4) 提出先

大井町地域振興課（第5項参照）

12. 審査方法及び評価基準

庁内関係者等で構成する審査会において『令和6年度大井町「農ある暮らし」空き家活用事業 採点基準表』（別紙2）（以下、「採点基準表」という。）により評価を行うものとする。

(1) 企画提案書類審査

企画提案書類が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする。

① 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 提出書類の作成、提出において、不正行為が認められた場合

- ④ 見積書に記載された金額が、「第2項第4号」の委託上限額を超えた場合
 - ⑤ 「第3項」の各号に掲げる参加資格要件に該当しない場合
- (2) プレゼンテーション審査
- 提案に関するプレゼンテーションの審査(非公開)は、令和6年8月9日(金)に行う。なお、開始時間及び場所等の詳細については別途通知する。
- ① プレゼンテーションの所要時間は15分以内とし、その後、10分程度の質疑応答により行う。
 - ② 書類審査で使用した企画提案書に基づき、特に提案したい項目について、プレゼンテーションを行う。
 - ③ プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、移住希望者及び事業者の管理責任者となるものは、必ず出席すること。
 - ④ 提案説明は、本事業遂行担当者が行うものとする。
 - ⑤ プレゼンテーション終了後、内容について個々に審査し、点数化する。
 - ⑥ プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、企画提案書提出届(様式第5号)にその旨を記載し提出すること。
- なお、プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは大井町が用意するが、その他の機材については、提案者が用意するものとする。
- (3) 評価
- 企画提案書類審査及びプレゼンテーション審査の内容により、提案者ごとの点数結果に基づき、総合的に評価を行い、最も上位の者を最優秀候補者に決定し、次に得点の高かった者を次点の候補者として決定する。

13. 選考結果

選考結果は令和6年8月15日(木)までにプレゼンテーションに参加した全ての提案者に対して企画提案書及びプレゼンテーション審査結果通知書(様式第7号)をもって行うものとする。

14. 契約締結

- (1) 最優秀候補者は、業務内容の詳細について、大井町と協議及び契約内容に関する交渉を行い、協議が整ったときは、契約を締結するものとする。
- (2) 最優秀候補者が何らかの理由により契約を締結することができなかった場合には、次点の者を候補者とする。

15. 留意事項・その他

- (1) 企画提案書等の資料作成、プロポーザルへの参加等に要した費用の一切については、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の返却はしないものとし、辞退した場合も同様とす

- る。
- (3) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席する場合又は辞退の申し出があった場合は、資格を失うものとする。
 - (4) 提出期限を過ぎた企画提案書等の提出書類の差し替え、追加、削除等は認めない。
 - (5) 参加意思表明書提出後に、完成品イメージ作成のため、町ホームページ等に掲載している写真等の使用を認めるが、当該プロポータル以外への使用を禁じる。